

実施計画審査意見書

101 箱根町一般廃棄物最終処分場整備事業

箱根町一般廃棄物最終処分場整備事業（以下「本件事業」という。）は、箱根町畑宿二会平334-3他に約3.89ヘクタールの一般廃棄物最終処分場を建設するものである。

本件事業の実施区域は、富士箱根伊豆国立公園の第2種特別区域内に位置し、周辺には豊かな自然環境が存在している。

また、本件事業の内容は、ごみ焼却施設からの焼却灰等を埋め立てる事業であるが、廃棄物最終処分場に対する住民の関心には高いものがあり、特にダイオキシン類等による大気及び水質への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業の環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

事業者は予測評価書案の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ適切な対応を図る必要がある。

1 調査方法について

(1) 大気汚染

実施計画書では、ダイオキシン類の調査において、調査地点が明記されていないことから、周辺地域の集落の分布及び主風向を考慮した調査地点の選定について検討すること。

(2) 動物

実施計画書では、鳥類のラインセンサス調査ルートが実施区域内部を通過していないことから、調査ルートの選定を含めた調査範囲内での調査方法について検討すること。

また、猛禽類については、実施計画書で確認しているトビ、ノスリ以外の種の生息の可能性が大きいため、猛禽類の繁殖時期を考慮した調査時期、範囲、方法について検討すること。

2 環境の特性に基づき配慮しようとする内容等について

(1) 焼却灰の飛散防止

本件事業は、ダイオキシン類を含む恐れのある焼却灰を受け入れる計画であることから、その飛散防止のための配慮に関して、具体的な対策について検討すること。

(2) 飲用水源への配慮

本件事業は、飲用水源として利用されている湧水の上流部に位置する計画であることから、しゃ水シートの損傷等による汚染防止のための配慮に関して、具体的な対策について検討すること。